

女性活躍推進法に基づく行動計画

一般財団法人島根県建築住宅センター

理事長 内藤 隆

女性職員が自己の能力を十分に発揮し、職場において安心して活躍できる雇用環境を整え、ライフワークバランスを図り、生き生きと働けるよう行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 課題

- ・採用女性割合は一定水準に達しているが、年齢構成に偏りがあり若手職員の採用が少ない。
- ・仕事と育児の両立をサポートするための支援体制の充実が必要。
- ・資格手当の拡充や資格取得のスキル・キャリアアップを図るための更なる支援の充実が必要。

3. 課題ごとに、改善のための取組内容・実施時期

○職員が意欲を持ち快適に働けるよう就労条件や職場環境を整備する。

○全職員を対象にスキルアップ等が図れる研修会を年1回以上は設け、100%の参加率を目指す。

- ・令和4年4月～コロナ感染症関連の特別休暇や職務免除(予防接種)、在宅勤務など規程の整理
- ・令和4年4月～必要に応じスキルアップ研修に参加(資格取得のスキルアップを図るための支援(費用負担))。
- ・令和4年4月～資格手当の拡充(これまで建築士等の技術職への業務に関連した資格手当の支給に加え、事務職員として必要な資格取得を奨励し、職員の業務への士気を高め、財団全体の技能等の水準の向上を目指す。